第４号中「１時間812円」を「１時間819円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 12 日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間780円」を「１時間785円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月21日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 12 日

島根労働局長　佐藤　弘実

第４号中「１時間757円」を「１時間763円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県清涼飲料、酒類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 12 日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間674円」を「１時間680円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12―９（人事院規則８―12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された全ての採用候補者名簿の有効期間は、平成24年11月９日をもって満了した。

平成 24 年 11 月 12 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広
人事院北海道事務局第二課長　澤井　隆志
人事院東北事務局第二課長　佐々木泰則
人事院関東事務局第二課長　糸満　誠
人事院中部事務局第二課長　野口　陽子
人事院近畿事務局第二課長　中島　隆
人事院中国事務局第二課長　石田　栄二
人事院四国事務局第二課長　中矢　実
人事院九州事務局第二課長　橋本　勉
人事院沖縄事務所調査課長　渡辺　二郎

記

平成23年度国家公務員採用Ⅲ種試験

公　告

調　事　項

工場財団

北海道亀田郡七飯町字中島145番地**株式会社ルネサス北日本セミコンダクタ**の山形県米沢市大字花沢字八木橋東三3274番地株式会社ルネサス北日本セミコンダクタ米沢工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 24 年 11 月 12 日

山形地方法務局米沢支局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の茨城県ひたちなか市大字堀口751番地ルネサスエレクトロニクス株式会社那珂工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 12 日　　水戸地方法務局

山口県柳井市南浜三丁目１番１号**株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ**の山口県柳井市南浜三丁目１番１号株式会社ルネサス柳井セミコンダクタ柳井工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 24 年 11 月 12 日

山口地方法務局柳井出張所

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の熊本県球磨郡錦町一武2626番地ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社熊本錦工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 12 日

熊本地方法務局人吉支局

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の大分県中津市伊藤田4200番地ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社大分工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 12 日

大分地方法務局中津支局

有権者申出方

元当局所属公証人木島敏秀の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年 11 月 12 日　　仙台法務局

元当局所属公証人丸山正夫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年 11 月 12 日　　新潟地方法務局

元当局所属公証人岸立馬の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年 11 月 12 日　　津地方法務局

不動産鑑定士に対する懲戒処分公告

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第40条第１項前段及び法第40条第２項の規定による懲戒処分を行ったので、法第44条の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 12 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

登録番号	氏　名	懲戒処分の内容
第7330号	横田　隆浩	平成24年11月12日から１年間鑑定評価等業務を行うことを禁止する。

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第40条第２項の規定による懲戒処分を行ったので、法第44条の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 12 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

登録番号	氏　名	懲戒処分の内容
第7574号	惠　英二朗	平成24年11月12日から２月間鑑定評価等業務を行うことを禁止する。
第7876号	大西　学	平成24年11月12日から２月間鑑定評価等業務を行うことを禁止する。
第7970号	大八木雅明	戒告
第8258号	前田誠一郎	戒告
第7366号	原口　康洋	戒告